

由布市5千人ゆふ泊キャンペーン事業実施要綱を次のように定める。

令和4年7月29日

由布市長 相馬 尊重

由布市告示第99号

由布市5千人ゆふ泊キャンペーン事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する新型コロナウイルス感染症に係る観光産業の支援及びそれに伴う波及効果により地域経済を活性化させるため、宿泊割引券の交付を行う由布市5千人ゆふ泊キャンペーン事業（以下「ゆふ泊キャンペーン」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊割引券 ゆふ泊キャンペーンにおいて市が交付する5千人ゆふ泊キャンペーン宿泊割引券（様式第1号）のことをいう。
- (2) 割引交付決定者 宿泊割引券の交付を受けた者をいう。
- (3) 登録事業者 宿泊割引券の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。
- (4) 宿泊料金 宿泊の精算時に支払う料金の総額をいう。
- (5) 同伴者 宿泊及びその料金の支払いを割引交付決定者と同じにする者をいう。

(実施主体)

第3条 ゆふ泊キャンペーンの実施主体は、由布市とする。ただし、登録事業者への換金手続については、一般社団法人由布市まちづくり観光局が行うものとする。

2 市長が必要であると認めるときは、ゆふ泊キャンペーンの一部を委託することができる。

(応募資格者)

第4条 ゆふ泊キャンペーンの応募資格者は、応募時において市内に住所を有する者又は市内の事業所で勤務する者とする。

(ゆふ泊キャンペーンの応募)

第5条 ゆふ泊キャンペーンへの応募を希望する応募資格者は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書又は申込フォームを用いて市に提出することにより応募を行うものとする。

- (1) 申込者氏名
- (2) 申込者年齢
- (3) 申込者住所
- (4) 申込者勤務先（市内に住所を有する者以外）
- (5) 代表者連絡先

2 応募期間は、令和4年9月8日から令和4年10月7日までとする。

3 応募は、申込書又は申込フォームのいずれか一度のみ行えるものとし、重複申込は認めない。ただし、2次募集が行われた際はこの限りではない。

（宿泊割引券）

第6条 宿泊割引券は、登録事業者が有する施設でのみ使用できる。

2 宿泊割引券は、1人につき1枚使用でき、その割引額は1万円とする。ただし、宿泊料金が割引額未満の場合は、宿泊料金を上限額とする。

3 同伴者がいる場合であって、割引券交付決定者の宿泊料金が割引額に満たない場合は、同伴者の宿泊料金からその割引額の残りを割り引くことができる。

4 やむを得ない事情により宿泊割引券の使用が困難となった場合は、割引券交付決定者は宿泊割引券を譲渡できるものとし、譲渡できる範囲は制限を設けないものとする。

5 宿泊割引券は、キャンセル料の支払には使用できないものとする。

6 宿泊割引券は、転売及び換金を行うことができないものとする。

7 宿泊割引券は、原則として再発行を行わないものとする。

（宿泊割引券の発行）

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申込を受理したときは、内容を確認の上、応募期間終了後に速やかに宿泊割引券の交付を行う。ただし、申込の内容に疑義又は不備がある場合には、市から当該申込者に対し電話等で必要な資料及び説明を求めるものとし、市が確認等に努めたにもかかわらず申込の補正が行われず、応募資格者の責に帰すべき事由により交付を決定できなかったときは、当該申込が取り下げられたものとみなす。

2 応募資格者の申込件数が5,000件を超えた場合は、抽選により割引券交付決定者を決定する。ただし、申込件数が5,000件に満たない場合は、2次募集を行うものとし、その応募期間は別に定めるところによる。

3 前項の規定により、宿泊割引券の交付を受けられないこととなった者には、落選通知書（様式第2号）の交付を行う。

- 4 宿泊割引券が交付されたときから登録事業者が有する施設で使用するまでに、宿泊割引券の盗難又は紛失があった場合は、市は、宿泊割引券の再発行及び金銭の補償は行わないものとする。
- 5 宿泊割引券の交付以降に、虚偽又は不正の申込が発覚した場合は、宿泊割引券を市に返還するものとし、既に宿泊割引券の使用があった場合は割引相当額の返納を行うものとする。
- 6 前2項の規定は、割引交付決定者から宿泊割引券の譲渡を受けた者について準用する。

(使用期間)

第8条 宿泊割引券の使用期間は、令和4年12月1日から令和5年2月28日宿泊分までとする。

- 2 使用期間内に宿泊割引券が使用されなかった場合は、宿泊割引券の使用を辞退したものとみなす。

(登録事業者の募集)

第9条 市は、登録事業者として登録されることを希望する事業者を募集し、事業者の登録を行う。

- 2 登録が可能な事業者は、事業者登録申請時において、現に旅館業法（昭和27年法律第239号）第3条第1項に規定する許可を受けている市内に施設を有する者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている市内に施設を有する者とする。

- 3 登録事業者の登録の申請は、由布市5千人ゆふ泊キャンペーン登録事業者申請書兼誓約書（様式第3号）又は申請フォームを用いて、次の各号に掲げる書類を添えて市に提出することにより行う。

(1) 振込先の口座情報がわかるもの

(2) 旅館業営業許可証の写し又は住宅宿泊事業の届出番号等が記載された証明書類の写し

- 4 募集期間は、令和4年8月1日から令和4年10月7日とする。

(登録事業者の責務)

第10条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不正換金等の違法行為及び虚偽の申告を行わないこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に努めること。

(3) 宿泊割引券の偽造等の不正の疑いがある場合は、宿泊割引券の受取を拒否するとともに、速やかに市へ報告すること。

(4) 割引交付決定者が宿泊割引券を使用してから登録事業者が換金を行うまでに、宿泊割引券の盗難又は紛失があった場合であっても、市は金銭の補償は行わないこと。

(5) 市との連携体制を構築し、必要に応じ市からの指示に従うこと。

(6) 登録事業者が、次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

2 市は、登録事業者が前項各号の規定に反したときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

(宿泊割引券の換金手続)

第11条 宿泊割引券の換金手続は、登録事業者が次の各号に掲げる書類を一般社団法人由布市まちづくり観光局に提出することにより行うものとする。

(1) 申請書兼請求書(様式第4号)

(2) 宿泊状況等確認書(様式第5号)

(3) 使用された宿泊割引券の原本

(4) 宿泊料金の総額がわかるもの

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 申請書兼請求書の提出期間は、令和4年12月1日から令和5年3月10日までとする。

3 換金については前項に定める提出期間中、毎月10日締め当月20日支払及び毎月25日締め翌月6日支払で行う。ただし、12月25日締め1月6日支払は行わないものとする。

4 毎月10日及び25日が土曜日、日曜日及び祝祭日に当たる場合は、直前の開業日を提出の締日とする。

5 第2項の提出期間内に請求が行われなかったものについては、換金を行わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。